

平成 29 年度 安全保障国際シンポジウム

アジア太平洋における 海洋秩序の維持

防衛省 防衛研究所

防衛省防衛研究所

編集・発行 防衛省防衛研究所

©2018 The National Institute for Defense Studies and the individual authors

〒162-8808 東京都新宿区市谷本村町5-1

www.nids.mod.go.jp

防衛研究所は、防衛省の研究・教育機関であり、防衛・安全保障に関する調査研究、幹部自衛官および事務系幹部職員の教育を行っています。

本書は、防衛研究所が開催した平成29年度安全保障国際シンポジウム（於：東京、2017年7月19日）の報告書です。本書で表明されている見解は、各執筆者個人のものであり、必ずしも執筆者の所属する組織や政府の見解を代表するものではありません。

本書の全部又は一部について、形態や手段を問わず、複製、情報検索システムによる保管、転送を行う場合は、出版者からの書面での許可が必要です。

ISBN 978-4-86482-057-8

翻訳・DTP制作・印刷 (株)アーバン・コネクションズ

まえがき

近年、南シナ海では、スプラトリー・パラセル諸島等において中国による大規模かつ急速な埋め立てと軍事化が進行する一方、2016年7月には南シナ海の領有権問題に関し、仲裁裁判所から画期的な判断が出された。そうした中、フィリピンのドゥテルテ新政権は、アキノ前政権の対決的な姿勢を転換し、南シナ海問題につき、中国と協議する姿勢を示している。2017年に入り、米国のトランプ新政権の南シナ海対応の行方や、ドゥテルテ政権下のフィリピンが議長国を務めるASEANの動向も注目されるところである。

本シンポジウムでは、こうした昨今の状況を踏まえ、南シナ海問題に対する関係国の動向について知見を得るとともに、本問題が海洋における法の支配や海洋秩序の維持といった問題に対していかなる影響を及ぼすか、また、これらの問題に係わる今後の日本の取組みはどうあるべきか、といった点について内外の専門家間で議論を深めるとともに、これを広く一般に提供することを目的とする。

防衛研究所
研究幹事
坂口 賀朗

目次

まえがき	3
------------	---

第1部

南シナ海問題の今

第1章 南シナ海の平和と安定における アジア海洋秩序の維持の重要性	
--------------------------------------	--

由 冀	9
-----------	---

第2章 インドネシアの戦略的ヘッジングと南シナ海	
--------------------------	--

イース・ジンダルサ	29
-----------------	----

第3章 バランシングから宥和へ——ドゥテルテ大統領が見直す アキノ政権の南シナ海における地政学的政策	
---	--

レナート・デ・カストロ	43
-------------------	----

第4章 仲裁判断後のベトナムと南シナ海	
---------------------	--

ド・タイン・ハイ／グエン・ヴァー・トゥン	69
----------------------------	----

第2部

海洋における法の支配と海洋秩序の維持

第5章 南シナ海仲裁事件仲裁判断と南シナ海に関する紛争

河野 真理子87

第6章 米国の航行の自由プログラム 南シナ海を中心に

ラウル「ピート」ペドロゾ 105

第7章 海上安全を強化するための方策

—海上衝突回避規範(CUES)訓練の拡大—

下平 拓哉..... 127

第8章 海洋権益の保護

永福 誠也.....145

執筆者紹介..... 169

「安全保障国際シンポジウム」プログラム174

